

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションが困難になるなど、日常生活が不便になり、生活の質が低下する大きな問題となっています。

日本の難聴患者数は、欧米諸国と大差がないと言われていますが、補聴器の使用率は欧米諸国に比べて低く、日本での補聴器の普及が求められている状況にあります。

その背景には、日本における補聴器の価格が片耳当たりおおむね3万円から20万円であり、医療保険が適用されないため、全額自己負担となっている状況があります。

高度・重度難聴である身体障がい者の場合は、補装具費支給制度により1割負担があり、中度難聴の場合は、税法上の医療費控除を受けることができるものの、これに該当しない約9割の難聴者は自己負担で購入している実態にあります。

欧米諸国では、補聴器購入に対する公的補助制度があり、日本でも一部の地方自治体で公的補助制度が創設されており、補聴器のさらなる普及により、高齢者の生活の質を確保するとともに、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月25日

北海道江別市議会

提 出 先
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣